

その他の制度

(1) 紙おむつ購入費助成事業（おむつ券）

①対象となる方

在宅で常時紙おむつを使用している方で、次のいずれかに該当する方。

- ・身体手帳・精神手帳1級・2級、又は療育手帳「A」の方
- ・特別障害者手当受給資格のある方。その他必要と認めの方



②助成金額

市民税所得割課税世帯は月額2,000円、その他の世帯は月額3,000円。

③助成券の交付

- ・助成券は4月と10月の年2回、郵送で交付します。（新規の場合は申請月からの交付になります。）
- ・一度申請されると、継続して助成券が交付されますので再申請の必要はありません。

④利用方法

- ・紙おむつ購入の際に利用券を指定業者へ提出すると、助成券分の金額が控除されます。
- ・助成券は市と協定している業者でのみ使用できます。
- ・1回の購入で利用できる助成券は、購入額内であれば何枚でも利用できます。

●問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

※65歳以上の方は、介護高齢課高齢対策係（電話：21-2228）への申請となります。

(2) 緊急通報装置設置事業

身体手帳又は療育手帳をお持ちの65歳未満の方で、一人暮らし又はこれに準ずる世帯の方に、緊急通報装置を貸与します。（急病や突発的な事故などのため、緊急に助けを求めたいときに、ペンダントを押すことにより、受信センターに通報され、消防署（救急車の手配など）と連絡を取り、いざというときの安全を図る装置です。

市民税が課税されていない世帯が対象となります。

●問い合わせ・申請窓口

柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

※65歳以上の方は、介護高齢課高齢対策係（電話：21-2228）への申請となります。

(3) 青い鳥郵便葉書の無償配布

身体手帳1級・2級又は療育手帳「A」の方に、通常郵便葉書を20枚、青い鳥のオリジナル封筒に入れて無料で配布（郵送）します。

申込方法・期間は、毎年4月1日～5月31日までの間に、お近くの郵便局で、身体手帳又は療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入してください。代理人でも結構です。



(4) 点訳、音訳CD（デイジー版）の配布

視覚に障害のある方を対象に、広報かしわざき等を点字、音訳CDにして配布しています。

●問い合わせ 柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

名 称	活 動 内 容
柏崎点訳奉仕会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報かしわざき、列車時刻、カレンダー等の点訳 ・ 点訳の学習 ・ 視覚に障害のある方たちとの交流
柏崎音訳の会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報かしわざき、福祉の広場等の録音CD作製 ・ 音声訳の学習 ・ 視覚に障害のある方たちとの交流

(5) 意思疎通支援（手話通訳、要約筆記の派遣）

聴覚に障害のある方が病院や学校などの社会生活に必要な用務で、意思伝達の仲介をする方がいない時に派遣します。

手話通訳・・・柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

要約筆記・・・要約筆記サークル山百合

※支援が必要な時は、早めに依頼してください。



●問い合わせ 柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

(6) 障害者相談員制度

市が委託する民間の協力者で、障害のある本人又はその家族が、経験を活かして各種相談に応じ、指導や助言を行い地域での暮らしを支援します。

●問い合わせ 柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害相談係

(7) 生活福祉資金

障害者が生活に必要な資金（自動車購入や住宅の増改築、技能習得に必要な経費など）の貸付を受けることができます。

●問い合わせ 柏崎市社会福祉協議会（柏崎市豊町 3-59 電話：22-1411）

(8) 成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障害、精神障害のある方が、成年後見制度を利用することを支援することにより、権利を保護することを目的としています。制度を利用するために助成を希望される方は、下記の相談窓口にご相談ください。

●相談窓口 柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

(9) 障害者差別解消法に関する相談

障害のある人が日常生活や社会生活を営む中で障害のことで差別されたり、いやなことや困ったことが起こったりした時には下記の相談窓口にご相談ください。

- **相談窓口** 柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

なお、上記で解決できない場合は、他の相談窓口をご案内させていただきます。

障害者差別解消法に規定する差別とは

「不当な差別的取扱い」	正当な理由がないのに障害があることでサービスの提供を拒否されたり、制限を付けられたりして障害のない人たちとは違う扱いをされた等。
「合理的配慮の不提供」	障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、 <u>社会的障壁</u> を取り除くための必要かつ合理的な配慮がされない等。

※社会的障壁:障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもので合理的配慮を求められるもの。(例:利用しにくい施設、設備、制度や障害のある人の存在を意識していない文化や慣習、障害のある人への偏見など。)

(10) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

援助や配慮を必要としていることが外見では分からない方や、言葉で伝えられない方が、身につけたり提示することにより周囲に知らせ、援助が得やすくなることを目的としたヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています。

- **問い合わせ** 柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係
- **申請窓口** 柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係・高柳町事務所・西山町事務所

(11) Net119 緊急通報システム

Net119は、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォンなどで、いつでも全国どこからでも音声によらない119番通報ができるシステムです。事前に申請が必要です。

- **問い合わせ・申請窓口**

柏崎市消防本部 指令係 (柏崎市三和町 8-51 TEL: 24-1500 FAX: 24-1119)



(12) 避難行動要支援者登録制度

地震や風水害などの災害時や災害が発生するおそれがあるときに、自ら避難することが困難な在宅の高齢者や障害をお持ちの方（避難行動要支援者）を支援する制度です。

※この制度を利用したい方は、事前登録が必要です。

対象となる方：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、指定難病患者等、
精神障害者福祉保健手帳1級で、自ら避難することが困難な方

●問い合わせ・申請窓口 柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

(13) 相談窓口など

<相談機関（市役所以外）>

名 称	所 在 地	電 話	内 容
		F A X	
柏崎市総合福祉センター	豊町3-59	22-1411	権利擁護や心配ごと、ボランティアに関する相談
		22-1441	
柏崎公共職業安定所 (ハローワーク柏崎)	田中 26-23	23-2140	雇用・就労に関する 相談
		22-9932	
中地域包括支援センター	松美二丁目 2-41	24-6715	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護・福祉・医療・保健等に関する相談・指導 ・高齢者の虐待への対応などを含む総合的な相談支援・権利擁護 ・介護保険に関する相談・申請受付 ・地域で取組まれている福祉活動への支援 ・介護予防サービス計画の作成 等
		23-6116	
東地域包括支援センター	大字善根 6769-1	31-2122	
		31-2120	
西地域包括支援センター まちなか	鏡町8-13 セラみなみ 1階	20-1535	
		41-6651	
西地域包括支援センター あかさかやま	赤坂町 4-56 赤坂山テイクセンター内	41-5612	
		41-5613	
南地域包括支援センター	大字佐水 3140 いこいの里内	31-4515	
		31-4525	
北地域包括支援センター はらまち	原町4-23 なごみ荘内	24-4201	
		24-4303	
北地域包括支援センター にしやま	西山町坂田 365-11 JA えちご中越 西山プラザ内	47-7424	
		47-2931	

<障害福祉関係団体>

団 体 名	活 動 内 容
(福) 柏崎市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉活動の支援、ヘルパーサービス(障害福祉サービス) ・ 日常生活自立支援事業 ・ 生活福祉資金貸付制度
柏崎市手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者施設への支援、保護者の交流
柏崎市ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動、募集、登録
柏崎市民生委員児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する相談、地域の見守り役
柏崎市肢体不自由児者父母の会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある子どもの交流を目的とした行事、集会の実施
柏崎市身体障害者福祉協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者体育大会、福祉大会等の参加 ・ 講演会等による障害者への情報発信 ・ 海岸清掃、植樹奉仕活動

●問い合わせ・・・柏崎市役所 福祉保健部福祉課 障害福祉係

